

全国戦没者追悼式次第

- 午前11時45分までに 参列者が式場に参集し、所定の位置につく。
- 午前11時51分 開式
- 次に 天皇皇后両陛下が御臨席になる。
- 次に 一同国歌を斉唱する。
- 次に 内閣総理大臣が式辞を述べる。
- 次に 天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。
- 次に（正午） 一同黙とうを行う。
- 次に 天皇陛下がおことばを述べられる。
- 次に 衆議院議長が追悼の辞を述べる。
- 次に 参議院議長が追悼の辞を述べる。
- 次に 最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。
- 次に 遺族代表が追悼の辞を述べる。
- 次に 天皇皇后両陛下が御退席になる。
- 次に 内閣総理大臣、遺族代表、青少年代表、来賓、地方公共団体代表並びに厚生労働大臣が花を献ずる。
- 次に 閉式。参列者が退出する。

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和57年4月13日〕
閣議決定

1 趣 旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期 日

毎年8月15日とする。

3 行 事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。